第4回「住民投票制度の在り方を考えるワークショップ」 基本情報

I 投票の成立要件の考え方

住民投票の成立要件=住民投票の結果が成立するための条件として、投票の総数が、 投票有資格者の一定割合以上であることを求めるもの

成立要件を定めた場合、成立要件となる投票率に達しない場合は、投票の結果を開票せずに、投票は実施されたが、結果が示されなかったものとなります。

1 各市の成立要件に関する規定内容とその考え方

自治体名	人口	発議要件	成立要件	備考
高浜市	38,127	1/3	1/2	不成立時、開票せず
広島市	1,138,342	1/10	1/2	不成立時、開票せず
				賛否いずれか過半数の結果が投票資格者
我孫子市	130,942	1/8	なし	の1/3以上の時は市長、議会、市民に
				結果尊重義務あり(14条)
富士見市	104,550	1/5	1/3	不成立時、開票せず
旧岩国市	107,859	1/6	1/2	不成立時、開票せず
岸和田市	201,000	1/4	なし	
名張市	84,607	1/50	なし	市長は意見を付して議会に付議①
逗子市	58,033	1/5	1/2	不成立時、開票せず
				1/3の署名という高いハードルの上にさ
大和市	222,368	1/3	なし	らに成立要件を設けることは、住民投票
				に対する期待感を失わせる。②
稚内市	39,831	1/50	1/2	市長は意見を付して議会に付議①
川崎市	1,386,311	1/10	なし	議会協議、2/3以上の反対で不可
北広島市	60,966	1/6	1/2	不成立でも開票は行う

^{*}自治体の順番は制定順、人口は制定時前後のものです。

- 注① 地方自治法第74条の直接請求の要件に同じ
 - ② 「大和市住民投票条例素案に対する意見公募手続の結果の公表」より

2 成立要件に関する主な意見~川崎市検討委員会報告書35頁より

	①条例に基づく住民投票は諮問型であり、その結果に拘束されないというこ
	とを考えれば、成立要件を設ける必要性は低い。
要件を設	②高い成立要件を設けることにより、住民投票の不成立を目的としたボイコ
けないと	ット運動が行われるおそれがあるが、これを回避するためには成立要件を
する意見	設けないということが望ましい。
	③選挙は、投票率にも関わらず成立するものであるから、住民投票について
	も、一定の投票率ないし絶対投票率を成立要件とする必要性は低い。

	④住民投票は、投票率や賛成・反対の割合など、様々な結果を踏まえて尊重				
	義務が果たされるものであり、そのため成立要件を設ける必要性は低い。				
要件を設けることが望ましい 意見	①住民投票の対象事項は市政に係る重要事項であること、また、議会と市長				
	に対して尊重義務が生じるということを踏まえると、住民投票が成立する				
	ための基準を設け、一定数以上の住民が投票に参加することが必要				
	②住民投票は、住民の意思を尊重し、その総意を市政に反映するための				
	であるが、あまりに投票率が低いような場合は、特定の団体等の考えのみ				
	に偏った投票結果が総意とみなされる恐れがある。				
	③市長選挙では、当選のために一定の得票が要件とされており、このことか				
	ら、住民投票においても一定の得票を成立要件とすることが望ましい。				

Ⅱ 投票結果の拘束力の考え方

1 一般に、住民投票制度は、投票結果の法的拘束力の有無によって「拘束型」と「諮問型」に分類される。たとえば「市町村の合併の特例に関する法律」に基づく合併協議会の設置を求める住民投票では、投票結果をもって議会や市長の意思を拘束するとされている。しかし、条例に基づく住民投票の結果に拘束力を持たせることは、地方自治法に規定された議会や市長の権限を制限することになるなどの理由から、「拘束型」は法律に基づかなければ不可能とするのが通説とされている。(略)

尊重義務とは、単に投票結果を参考とするにとどまらず、住民投票の結果を慎重に 検討し、これに十分な考慮を払いながら、議会と市長が意思決定を行っていくことと 考えられる(川崎市検討委員会報告書9頁)。

2 住民投票について条例で制度化する場合には、憲法や地方自治法などの現行の法体系との抵触が議論となる。最終的な団体意思の決定方法として法的拘束力のある住民投票を導入することは、憲法及び地方自治法で定められた代表民主制原則の例外を設けるものであり、地方自治法上の現在の直接参政制度と同様に、法律によって制度化されるべきであろう。

他方、首長又は議会の尊重義務を定めるだけで法的拘束力を持たない「諮問型」の 住民投票となっている場合は、現行制度上問題は生じないと考えられ、我が国でこれ まで実施されてきた住民投票はすべてこの「諮問型」の住民投票である。

(地方六団体 地方分権推進本部編集発行『「地方分権時代の条例に関する調査研究」の中間まとめⅡ』平成15年3月 33頁)